

Title	包括的核実験禁止条約（CTBT）現地査察制度
Author(s)	一政, 祐行
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47133
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	いちまさすけゆき 一政祐行
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 21301 号
学位授与年月日	平成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	包括的核実験禁止条約（CTBT）現地査察制度
論文審査委員	（主査） 教授 黒澤 満 （副査） 教授 姫野 勉 助教授 栗栖 薫子

論文内容の要旨

1. 本論文の目的

包括的核実験禁止条約（CTBT）の現地査察制度に焦点を当て、有効かつ効率的な検証・査察制度の要件について考察し、現地査察の方法論及び検証制度が持つ政治的な側面の両方から将来 CTBT 現地査察の運用手引書が有すべき原理原則を提言することが、本論文の目的である。

CTBT は 1996 年 9 月 24 日に署名開放されたが、様々な政治的要因により、2006 年に到るまで発効していない。本論文で取り上げる CTBT 現地査察制度とは、将来 CTBT が発効した際、その検証制度の「最後の砦」として位置付けられる極めて重要なものである。CTBT の現地査察では、国際査察団が被査察国の領域内にて干渉の度合いの高い査察活動を行い、条約違反の核実験が行われた証拠、即ち査察関連情報の収集にあたる。しかし、核実験に特有な半減期が極めて短い放射性核種の測定や、核爆発で生じた地下空洞の崩落によって生ずる地震波の探知など、実際の査察のターゲットはいずれも時間とともに減少する、極めて小さな兆候である可能性が高い。他方で被査察国は、査察の目的に関係しない機微情報を保護する権利を行使しつつ、条約の遵守を証明するために、あらゆる合理的な努力を払う義務を負う。このとき、国際査察団による査察関連情報の収集と、被査察国による査察に無関係な同国の機微情報保護の権利とが衝突し、まさに両者の「利益のせめぎ合い」の状況が生まれることが予想される。しかし、CTBT の条約と議定書では、こうした現地査察の実施における「利益のせめぎ合い」について、何ら具体的な解決策を提示しておらず、条文の解釈は各国各様なのが現状である。

そのため、2001 年から始まった現地査察の全詳細を規定する運用手引書（Operational Manual）検討のための専門家会合プロセスでは、CTBT の提供する核実験禁止という国際公益を重視し、強力な現地査察のルールを作ることに関心のある国と、将来現地査察を受けることを危惧し、国家主権の保護をより重視する国との間での政治的利害が錯綜したため、結果的に著しい遅滞が発生している。2001 年に米国が現地査察制度の整備に対するサポートを公式に打ち切ったことも拍車をかけ、CTBT 現地査察制度は一部の関心国がその整備に関与するのみ、という状況に陥りかけている。

CTBT は特に条約が未発効ということもあり、現地査察制度に対する包括的な研究がこれまで十分に行われていない。本論文にて国際原子力機関（IAEA）による保障措置や、化学兵器禁止機関（OPCW）の現地査察等の先例とも比較検討しつつ、CTBT の現地査察に必要な要件を検討することは、同条約の将来の現地査察制度の確立に資するの

みならず、発効要件国である米国、コロンビア、インドネシア、中国、イラン、北朝鮮、イスラエル、エジプト、インド、パキスタンの署名・批准促進アウトリーチ活動にも結果的に裨益するものと考えられる。

2. 本論文の構成とその概要

全4章と結論からなる本論文の構成及び、各章の概要については以下のとおり。

(1) 第1章では「核実験と現地査察の変遷」として、1963年の部分的核実験禁止条約（PTBT）から始まり、1996年のCTBTに到る核実験禁止への取り組みの歴史において、条約の検証制度の中で、遵守違反の有無を確認するための「最後の砦」である現地査察がどのように位置付けられてきたかを検証する。CTBTに備えられた4つの検証制度については、特に現地査察がどのような環境下で実施されるのか、技術的側面を中心に考察する。

(2) 第2章では「CTBTの現地査察制度の諸問題」として、現地査察制度（現地査察運用手引書、査察団員の研修、査察機器、査察手法等）の全詳細を規定する現地査察運用手引書について、その策定が遅滞している原因を同定する。特に、現地査察における査察団と被査察国との権利義務、取り分け査察関連情報の管理と秘密情報の保護を巡る両者の対立構造といった政治的に機微な問題について、情報管理の重要性を技術面・手続き面の両方から明らかにする。

(3) 第3章では「有効かつ効率的な現地査察メカニズム」として、前章までの考察で明らかになった情報管理の重要性を踏まえ、現地査察の原理原則を確立するために、将来の現地査察運用手引書が備えるべき情報管理のコンセプトを検討する。取り分け、現地査察に関与するアクター間での情報管理の在り方、査察団と被査察国そして技術事務局による情報共有の概念、査察関連情報同定のコンセプト、更に秘密情報について不当な開示があった場合の損害賠償や、査察団員や技術事務局職員の特権免除放棄のケースに到る包括的な分析を行う。

(4) 第4章では「発効促進アウトリーチ活動と現地査察制度整備の関連性」として、残された10ヶ国の発効要件国が抱える問題点をそれぞれ明らかにする。このとき、バランスの取れた有効かつ効率的な現地査察制度の整備が、これらの10ヶ国に対して政治的にどのような影響を及ぼし得るかを個別に分析しつつ、CTBT発効に到るロードマップを明らかにする。

(5) 最後に本論文の結論として、CTBT検証制度の「最後の砦」である現地査察が有すべき9項目の原理原則をとりまとめ、最終的な政策提言を行う。

論文審査の結果の要旨

「包括的核実験禁止条約（CTBT）現地査察制度」と題する本論文は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の現地査察制度に焦点を当て、有効かつ効率的な検証・査察制度の要件について考察し、現地査察の方法論及び検証制度が持つ政治的な側面の両方から、将来CTBT現地査察の運用手引書が有すべき原理原則を提言するものである。

本論文は、そのために、核実験およびその検証に関する技術的側面を詳細に検討するとともに、条約（CTBT）とその議定書が規定する法的な文書の解釈およびそこにおける査察団と被査察国の権利義務をめぐる対立状況を明らかにし、さらに政治的な側面から現地査察の干渉度の高さと条約への署名・批准の抵抗という問題を検討する。

第1章は、「核実験と現地査察の変遷」として、核実験禁止と査察の歴史的発展を概観し、CTBTの下での地下核実験を探知すべき対象を整理し、条約における4つの検証制度に触れた後、現地査察で使用される主要な技術手段を明確にする。

第2章は、「CTBTの現地査察制度の諸問題」として、特に査察団の権限強化と被査察国の主権保護という対立の問題を取り上げ、管理されたアクセス、秘密情報の取扱い、機微情報の保護、自国の検証技術手段（NTM）の位置づけなど、現地査察をめぐるさまざまな問題点を明らかにする。

第3章は、「有効かつ効率的な現地査察メカニズム」として、第2章での問題点の解決に向け、査察団と被査察国の権利義務関係をどう調整すべきかを検討し、査察団の権限強化は必要不可欠であり、被査察国の国家主権が一時的に制限されることはやむを得ない場合があるとし、査察報告書における事実関係の同定方法を運用手引書に明記する

必要性、および自国の検証技術手段情報の位置づけをさらに明確にする必要性を強調する。

第4章「発効促進アウトリーチ活動と現地査察制度整備の関連性」として、現地査察の整備が条約発効を促進する側面を強調し、条約発効要件の問題点とともに、条約未批准の条約発効要件国である10カ国へのアウトリーチについて、現地査察の側面から検討する。

結論「CTBT 現地査察が有すべき原理原則」では、条約発効および条約履行に向けて現地査察制度を整備していく過程において考慮すべき9項目の原理原則を提言する。

本論文は、CTBT 現地査察制度を、国際公益と国家主権の対立という基本的分析枠組みにおいて、法的、政治的および技術的側面から包括的に分析するものであり、それに基づき、制度整備の過程における原理原則を提言するものである。このような包括的な研究はこれまで行われておらず、その点で学界に対する貢献はきわめて大きいと考えられるとともに、政策提言においても有益な貢献をなしていると考えられることから、博士（国際公共政策）を授与するに値すると思われる。